

受 託 研 究 契 約 書

受託者 公立大学法人 会津大学（以下「甲」という。）と 委託者 （以下「乙」という。）は、次の条項により受託研究契約を締結する。

第1条 甲は、乙の委託により次の受託研究を実施するものとする。

（1）研究の名称

（2）研究の目的及び内容

（3）研究に要する経費

（4）研究期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

第2条 乙は、甲からの適法な請求書に基づき、前条の研究に要する経費（以下「研究費」という。）を納付しなければならない。

第3条 乙が納付した研究費は、これを返還しないものとする。ただし、やむをえない理由により受託研究を中止した場合において、甲が必要と認めるときは、不用となった額の範囲内で相当と認める額を返還することができる。

第4条 甲は、納付された研究費に不足を生じた場合には、乙と協議し、その不足額を納付させることができる。

第5条 乙は、第1条の受託研究を一方的に中止することはできない。

第6条 受託研究の結果生じた工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利は甲に帰属するものとし、甲は乙に対してこれを無償で使用させ又は譲渡することはできない。ただし、乙の申し出により、その研究の成果に係る甲に属する特許権又は実用新案権について、別途協議の上、乙に譲与することができるものとする。

2 受託研究により作成されたデータベース及びプログラムに関する著作権は、甲に帰属

するものとする。ただし、甲及び乙の協議により、甲及び乙の共有とすることができる。

第7条 研究費により取得した設備等は、甲の所有に属するものとする。

2 受託研究遂行上必要な場合には、乙からその所有に係る設備を甲の学内に搬入することができる。ただし、当該設備を甲の学内に搬入することが困難である場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

第8条 甲は、受託研究遂行上やむをえない理由があるときは、受託研究を中止し又はその期間を延長することができる。この場合において、甲はその責を負わないものとする。

第9条 甲は、受託研究が完了したときは、その結果を乙に報告するものとする。

2 乙は、甲に対して、受託研究の経過等について報告を求めることができる。

第10条 甲は、受託研究により生じた独自発明に係る特許を受ける権利又は特許権（以下「特許権等」という。）を、乙又は乙が指定する者（以下「乙等」という。）に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は更新することができる。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するものとして本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90

公立大学法人 会津大学

理事長 岡 隆一

印

乙

印